

掛川市公告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項の規定により掛川市森林整備計画を変更するので、同条第4項及び同法第10条の5第7項において準用する同法第6条第1項の規定により公告し、当該計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、掛川市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、掛川市長に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成29年2月20日

掛川市長 松井三郎

1 縦覧期間

平成29年2月20日から平成29年3月17日まで

2 場所

掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市役所環境経済部農林課

3 時間

午前8時30分から午後5時15分まで